鳥取県選挙管理委員会告示第 14 号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第12条第1項の規定による政治団体の収支に関する報告書について、 山口享後援会から訂正の報告があったので、同法第20条第1項の規定に基づき、平成19年鳥取県選挙管理委員会 告示第90号(政治団体の収支に関する報告書の要旨について)の一部を次のように改正する。

平成 20 年 3 月 25 日

鳥取県選挙管理委員会委員長 古 賀 裕 子

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改 正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改 正 前
政治団体の名称 山口享後援会	政治団体の名称 山口享後援会
報告年月日 平成19年3月8日	報告年月日 平成19年3月8日
1 略	1 略
2 支出総額 <u>1,850,500円</u>	2 支出総額 <u>840,500円</u>
3 翌年への繰越額 6,902,397円	3 翌年への繰越額 <u>7,912,397円</u>
4 略	4 略
5 支出の内訳	5 支出の内訳
経常経費 <u>1,240,000円</u>	経常経費 <u>230,000円</u>
事務所費 <u>1,240,000円</u>	事務所費 <u>230,000円</u>
政治活動費 610,500円	政治活動費 610,500円
機関紙誌の発行その他の事業費 610,500円	機関紙誌の発行その他の事業費 610,500円
機関紙誌の発行事業費 610,500円	機関紙誌の発行事業費 610,500円
6 略	6 略